## お知らせ

2024年2月29日東北電力株式会社

## 女川原子力発電所2号機における所内常設直流電源設備(3系統目)の 設置等に係る原子炉設置変更許可申請の補正について

当社は、本日、女川原子力発電所2号機の「所内常設直流電源設備(3系統目)の 設置等に係る原子炉設置変更許可申請\*1」に関する補正書を、原子力規制委員会へ 提出いたしました。

「所内常設直流電源設備(3系統目)の設置等に係る原子炉設置変更許可申請」については、2023年7月4日に原子力規制委員会へ申請しておりました。

(2023年7月4日お知らせ済み)

今回の補正は、原子力規制委員会の審査を踏まえ、所内常設直流電源設備(3系統目)の 負荷に「直流駆動低圧注水系<sup>\*2</sup>」を追加し、これに伴う蓄電池容量の変更や、記載内容の 適正化を行ったものです。

当社といたしましては、今後も原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、 引き続き、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの 向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以上

- ※1 全交流電源を喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に直流の電気の供給を行うための設備であり、更なる信頼性向上を目的に、現在設置済みである2系統の直流電源設備に加え、新たに原子炉建屋に設置するもの。新規制基準において、本体施設の設置等に関わる設計及び工事計画認可から5年以内(2026年12月22日まで)に設置することが求められている。
- ※2 全ての交流電源が喪失した状況において、直流電源を駆動源として原子炉に 注水する設備

## (別紙)

女川2号機における所内常設直流電源設備(3系統目)の設置等に係る補正の概要